

第124回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2026年6月23日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
当行本店3階大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)



大光銀行

証券コード：8537

**Just
My Bank!
TAIKO**

目 次



第124回定時株主総会招集ご通知	1
〔株主総会参考書類〕	
第1号議案 剰余金処分の件	7
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件	8
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のため の報酬決定の件	15
〔第124期事業報告〕	
1 当行の現況に関する事項	19
2 会社役員（取締役）に関する事項	26
3 社外役員に関する事項	31
4 当行の株式に関する事項	32
5 会計監査人に関する事項	33
6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針	33
7 会計参与に関する事項	33
8 その他	33
計算書類	34
連結計算書類	36
監査報告	38

全ての株主様へご郵送

書面交付請求をされた株主様へご郵送

(証券コード 8537)

2026年6月2日

株主各位

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6

株式会社 大光銀行

取締役頭取 川合昌一

第124回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第124回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第124回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませうようお願い申し上げます。

【当行ウェブサイト】

https://www.taikobank.jp/ir/g_meeting.php



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記のウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大光銀行」又は「コード」に当行証券コード「8537」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権をご行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2026年6月22日（月曜日）午後5時10分まで**に議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の事前行使にあたっては、後記4頁「議決権行使等についてのご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月23日（火曜日）午前10時 （受付開始 午前9時）
2. 場 所 新潟県長岡市大手通一丁目5番地6 当行本店3階大会議室
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第124期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
2. 第124期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットによる議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- (3) 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。
- なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます。
- (4) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当行定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

以 上

「ご案内」

- ① 当日ご出席の際には、お手数ながら本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。
また、紙資源の節約と環境負荷低減のため、当行では書面交付請求をされない株主さまに対し「簡易な招集ご通知」をお送りしております。
株主総会資料一式につきましては、本資料1頁に記載の当行及び東京証券取引所のウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。
- ② 電子提供措置事項に修正が生じた場合には、上記インターネット上の当行ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ③ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきます。
- ④ ご来場にあたりサポートが必要な方は、事前にご連絡をお願い申し上げます。

議決権を行使していただいた株主様には、議案への賛否に関わらず、8月中旬頃をめどにQUOカード500円分をお贈りさせていただきます。

以 上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1 株主総会にご出席される場合



本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、第124回定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2026年6月23日（火）
午前10時

2 郵送で議決権を行使される場合



本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに当行に到着するようにご返送ください。なお、書面による議決権行使における各議案につき賛否を表示されない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照ください。

行使期限

2026年6月22日（月）
午後5時10分までに到着

3 インターネットで議決権を行使される場合



当行指定の議決権行使ウェブサイト
▶<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

※詳細は次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

行使期限

2026年6月22日（月）
午後5時10分までに入力

議決権行使書のご記入方法のご案内

（議決権行使書イメージ）

右片の裏側にインターネットによる議決権行使に必要となる、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

第3号議案

賛成の場合 → 「賛」の欄に○印

否認の場合 → 「否」の欄に○印

第2号議案

全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印

全員否認する場合 → 「否」の欄に○印

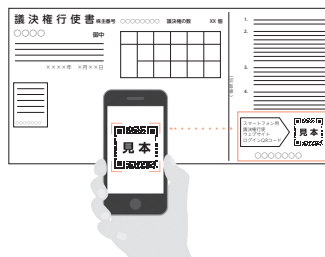
一部の候補者を
否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、
否認する候補者の番号を
ご記入ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

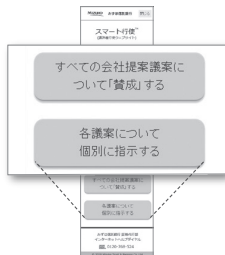
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は **1 回のみ**。

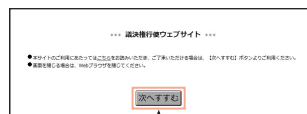
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

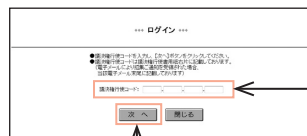
議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

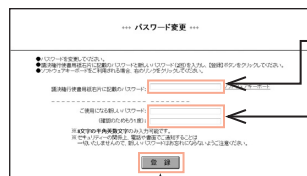
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

1. インターネットによる議決権行使について

(1) 「スマート行使」による方法

- ・同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン^{※1}でお読み取りいただき、当行指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力は不要です）。
- ・「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。
- ・議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記(2)の方法により再度ご行使いただく必要があります。

(2) 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

当行指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏側に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (3) 議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主さまが変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (4) パスワードは、ご行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。なお、パスワードを当行及び株主名簿管理人よりお尋ねすることはありません。
- (5) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

（ご注意）

- ・**議決権の行使期限は2026年6月22日（月曜日）午後5時10分となっております。**行使期限内に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- ・議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- ・インターネット接続・利用に関する費用は株主さまのご負担となります。
- ・インターネットによる議決権の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関する専用お問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く 9：00～21：00）

※1 QRコードを読み取るアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当行は、銀行の公共的使命を念頭に置き経営基盤強化に向けた内部留保の充実を考慮しつつ、株主に対する配当を基本とした利益還元を通して資本効率の向上を図ることを基本方針としており、1株につき50円の年間配当を下限とし、親会社株主に帰属する当期純利益の水準に応じて弾力的に株主への利益還元に努めることとしております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金54円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、514,614,600円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は1株につき89円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当行では、取締役の選解任等に関する重要な事項の検討にあたり、社外取締役の適切な関与と助言を得る機会を確保し、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的に、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役候補者の選定にあたりましては、同委員会における審議を経て、取締役会にて決定しております。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当行における地位
①	再 任 かわ い しょう いち 川 合 昌 一	取締役頭取（代表取締役）
②	再 任 すず き ひろ ゆき 鈴 木 裕 之	専務取締役
③	再 任 かな い てつ お 金 井 哲 男	常務取締役
④	再 任 あい ば みのる 相 場 実	常務取締役
⑤	再 任 せき ぐち ゆたか 関 □ 寛	取締役
⑥	新 任 まる やま そう いち 丸 山 宗 一	執行役員
⑦	新 任 さか い たつ や 酒 井 達 也	執行役員

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 行 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 行の株式数
①	かわ い しょう いち 川 合 昌 一 (1961年8月31日生) 再 任	1993年 3 月 当行入行 2011年 6 月 当行桶川支店長 2013年 2 月 当行審査部副部長 2014年 6 月 当行審査部長 2017年 6 月 当行執行役員審査部長 2019年 6 月 当行取締役関東地区本部長 審査部、総務部、事務・システム統括部、事務サポート部担当 2021年 6 月 当行常務取締役営業本部長 営業戦略部、地域産業支援部、 リテール営業部、市場金融部担当 2023年 6 月 当行代表取締役専務コスト削減・業務改革特命チーム部長 コスト削減・業務改革特命チーム、市場金融部、ＩＴ・オペレーション統括部担当 2024年 6 月 当行代表取締役頭取 監査部担当（現任）	3,400 株
	■取締役候補者とした理由 桶川支店長、審査部長等を歴任したほか、2017年6月より執行役員に就任、2019年6月より取締役、2024年6月より代表取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 行 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 行の株式数
②	すず き ひろ ゆき 鈴 木 裕 之 (1962年3月2日生) 再 任	1984年4月 当行入行 2008年7月 当行営業統括部営業企画グループマネージャー 2011年6月 当行営業統括部副部長 2013年6月 当行総合企画部長 2016年6月 当行新発田支店長 2018年6月 当行執行役員監査部長 2020年6月 当行執行役員人事部長 2021年1月 当行執行役員人事部長兼女性活躍推進室兼 コスト削減特命チーム部長 2021年6月 当行取締役人事部長兼コスト削減特命チーム部長 人事部、事務・システム統括部、事務サポート部担当 2022年1月 当行取締役人事部長兼コスト削減・業務改革特命チーム部長 人事部、事務・システム統括部、事務サポート部担当 2022年6月 当行常務取締役人事部長兼コスト削減・業務改革特命チーム部長 人事部、IT・オペレーション統括部担当 2023年6月 当行常務取締役人事部長兼営業本部長 人事部、営業戦略部、地域産業支援部、リテール営業部担当 2024年6月 当行専務取締役人事部長兼営業本部長 人事部、営業戦略部、地域産業支援部、リテール営業部担当 2025年6月 当行専務取締役営業本部長 人事部、営業戦略部、地域産業支援部、リテール営業部担当（現任）	2,300 株
■取締役候補者とした理由 総合企画部長、新発田支店長等を歴任したほか、2018年6月より執行役員に就任、2021年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者といたしました。			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 行 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 行の株式数
③	かな い てつ お 金 井 哲 男 (1962年10月30日生) 再 任	1986年 4 月 大蔵省入省 2010年 7 月 東京国税局総務部長 2012年 7 月 株式会社企業再生支援機構（現 株式会社地域 経済活性化支援機構）執行役員 2015年 8 月 長崎県警察本部長 2017年 8 月 国税庁調査査察部長 2018年 7 月 名古屋国税局長 2019年 9 月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事 2021年10月 税務大学校長 2023年11月 当行顧問 2024年 6 月 当行常務取締役コスト削減・業務改革特命チーム部長 コスト削減・業務改革特命チーム、 IT・オペレーション統括部担当（現任）	600 株
■取締役候補者とした理由 大蔵省（現 財務省）に入省後、財政・金融分野における幅広い業務に携わり、国税庁、株式会社地域経済活性化支援機構、長崎県警察本部、原子力損害賠償・廃炉等支援機構等において要職を歴任するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2023年11月から当行顧問に就任、2024年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者といいたしました。			
④	あい ば み の る 相 場 実 (1962年9月10日生) 再 任	1986年 4 月 当行入行 2009年 6 月 当行融資企画部融資企画グループマネージャー 2011年 6 月 当行経営管理部主計グループマネージャー 2013年 5 月 当行経営管理部副部長 2014年 6 月 当行経営管理部長 2019年 6 月 当行執行役員経営管理部長 2021年 6 月 当行執行役員総合企画部長 2022年 6 月 当行取締役 総合企画部、リスク統括部、 審査部、総務部担当 2024年 6 月 当行取締役リスク統括部長 総合企画部、リスク統括部担当 2025年 6 月 当行常務取締役 総合企画部、 リスク統括部担当（現任）	1,200 株
■取締役候補者とした理由 経営管理部長等を歴任したほか、2019年6月より執行役員に就任、2022年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者といいたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 行 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 行の株式数
⑤	せき ぐち ゆたか 関 □ 寛 (1964年3月19日生) 再 任	2001年 5 月 当行入行 2010年 6 月 当行中沢支店長 2012年 6 月 当行中条支店長 2013年 6 月 当行安田支店長 2015年 6 月 当行新潟駅前支店長 2016年10月 当行新潟駅前支店長兼沼垂支店長 2017年 6 月 当行総務部副部長 2019年 6 月 当行市場金融部部付部長 2020年 6 月 当行市場金融部長 2023年 6 月 当行執行役員市場金融部長 2024年 6 月 当行取締役市場金融部長 審査部、市場金融部、総務部担当（現任）	300 株
■取締役候補者とした理由 中沢支店長、中条支店長、安田支店長、新潟駅前支店長兼沼垂支店長、市場金融部長等を歴任したほか、2023年6月より執行役員に就任、2024年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者いたしました。			
⑥	まる やま そう いち 丸 山 宗 一 (1965年5月10日生) 新 任	1989年 4 月 当行入行 2010年 6 月 当行人事部人材開発グループマネージャー 2011年 6 月 当行営業統括部営業企画グループマネージャー 2014年 4 月 当行東三条支店長 2016年 6 月 当行三条支店長 2017年 6 月 当行燕支店長 2020年10月 当行十日町支店長 2022年 6 月 当行監査部長 2024年 6 月 当行執行役員監査部長 2025年 6 月 当行執行役員人事部長（現任）	一株
■取締役候補者とした理由 東三条支店長、三条支店長、燕支店長、十日町支店長、監査部長等を歴任したほか、2024年6月より執行役員を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していることから取締役候補者いたしました。			

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 行 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 行の株式数
⑦	さ か い た つ や 酒 井 達 也 (1964年11月18日生) 新 任	1992年 4 月 当行入行 2012年 6 月 当行営業統括部営業活動サポート室長 2014年 6 月 当行営業統括部副部長 2016年 6 月 当行新津支店長兼新津西支店長 2018年 6 月 当行事務サポート部長 2019年 6 月 当行事務サポート部長兼 えちご大花火支店副支店長 2020年 2 月 当行事務サポート部長兼 えちご大花火支店副支店長兼 事務サポート部業務代行グループマネージャー 2022年 6 月 当行 I T・オペレーション統括部長 2024年 6 月 当行執行役員営業戦略部長兼えちご大花火支店長（現任）	一株
■取締役候補者とした理由 新津支店長兼新津西支店長、事務サポート部長、I T・オペレーション統括部長等を歴任したほか、2024年6月より執行役員を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していることから取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役を選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 各候補者の所有する当行の株式数は、2026年3月31日現在の株式の数を記載しております。

(ご参考)

- ・当行は、取締役が備えるべき知識・経験・能力として、企業全般に共通する8項目に、（地域）金融機関に特有の4項目を加えた次の12項目を特定しております。

	備えるべき知識・経験・能力
企業共通	①企業経営、②経営戦略・サステナビリティ、③リスク管理、 ④人事政策、⑤営業、⑥財務・会計、⑦法務、⑧IT・デジタル
（地域）金融機関特有	⑨融資審査、⑩市場運用、⑪システム、⑫地域行政

- ・社内取締役候補者が経験を有する分野及び当行が社外取締役に特に期待する専門分野は、以下のとおりであり、当行が中期経営計画を実現するための必要なスキルを取締役会全体として確保しております。

氏 名			経験分野・専門分野											
			②	③	④	⑤	⑧	⑨	⑩	⑪	①	⑥	⑦	⑫
			経営戦略 サステナビリティ	リスク 管理	人事 政策	営業	IT デジタル	融資 審査	市場 運用	シス テム	企業 経営	財務 会計	法務	地域 行政
取締役 (監査等委員を除く。)	川合 昌一	再任	●	●		●	●	●	●	●				
	鈴木 裕之	再任	●	●	●	●	●			●				
	金井 哲男	再任		●	●		●			●		●	●	
	相場 実	再任	●	●				●						
	関口 寛	再任						●	●					
	丸山 宗一	新任		●	●	●								
	酒井 達也	新任				●	●			●				
取締役 (監査等委員)	山口 知康			●	●	●								
	細貝 巖	社外											●	
	坂井 啓二	社外										●		
	高橋 正秀	社外									●			
	本間 由美子	社外												●

- (注) 1. 社外表示は、社外取締役かつ東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。
 2. 上記一覧表は、取締役候補者が有する全ての知見を表すものではありません。
 3. 社外取締役については、特に期待する専門分野を記載しております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、（a）役割や責務に応じて月次で支給する「確定金額報酬」（固定報酬）、（b）単年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」及び（c）中長期的な企業価値向上への貢献意欲や株主重視の経営意識をより一層高めるための「株式報酬型ストックオプション」（変動報酬）をもって構成されております。

2017年6月22日開催の第115回定時株主総会において、確定金額報酬につきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、月額13百万円以内（使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は、月額4百万円以内とし、業績連動型報酬につきましては、当行単体の当期純利益を基準とした最大40百万円の報酬枠とし、株式報酬型ストックオプションにつきましては、新株予約権を年額60百万円以内の範囲で割り当てることをご承認いただいております。

今般、当行は、役員報酬制度の見直しの一環として、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現行の株式報酬型ストックオプションを廃止し、確定金額報酬及び業績連動型報酬とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式を支給することとしたいと存じます。本議案が承認可決された場合には、既に付与済みの新株予約権を除き、現行の株式報酬型ストックオプションは廃止することとし、今後、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないものいたします。

本議案により支給される報酬は、当行の普通株式とし、対象取締役は、当行の取締役会の決議に基づき、当行の普通株式の発行又は処分を受けるものいたします。

本議案に基づき支給される報酬としての当行の普通株式の総額は、年額60百万円以内いたします。

なお、本議案に基づき支給される当行の普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものいたしますが、対象取締役に對して支給する1株当たりの当行の普通株式の額は、当行の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当行の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

対象取締役に対して発行又は処分をされる当行の普通株式の総数は年47,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当行の普通株式の株式分割（当行の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当行の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を経たうえで、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名となります。

また、本議案に基づく、対象取締役に対する当行の普通株式の発行又は処分に当たっては、当行と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当行の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当行の業況、当行の役員報酬等の内容の決定に関する方針等（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当行の取締役の地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い

対象取締役が当行の定款に定める任期の終結時点の直前時までの期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当行の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当行は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当行は、役務提供期間中、継続して、対象取締役が、当行の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当行の取締役の地位を退任した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当行の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当行は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当行は、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、当行の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当行は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当行の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、取締役という。）の報酬等は、株主総会において承認された総額の範囲内で、透明性、公正性及び合理性の確保を目的に、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を経て取締役会決議により決定しております。

取締役報酬等の決定方針は、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を経て、取締役会において決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しております。

取締役報酬等の決定方針に関する内容の概要は次のとおりであります。

- ①取締役の報酬は、(a) 役割や責務に応じて月次で支給する「確定金額報酬」（固定報酬）、(b) 単年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」及び(c) 企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるための「譲渡制限付株式報酬」（変動報酬）をもって構成しております。
- ②取締役の確定金額報酬の額及び各人の額については、役位別の役割や責務を勘案し決定しております。
- ③業績連動型報酬の報酬枠（年額）については、直前事業年度における当行単体の当期純利益を基準とし、各人の額は当行の経営環境や単年度の業績、役位等を勘案し決定しております。
- ④譲渡制限付株式報酬については、取締役に対して支給する1株当たりの当行の普通株式の額（当行の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当行の普通株式1株当たりの金額として算出した額）に、割り当てる譲渡制限付株式の株式数を乗じて得た額としております。各人の額については、役位別に設定した標準額を基準として算定しております。
- ⑤取締役の報酬の構成割合は、役割や責務に応じた堅実な職務遂行を促す固定報酬と中長期的な業績や潜在的リスクを反映させるための変動報酬が、適切な水準となるよう設定しております。
- ⑥取締役の確定金額報酬は原則毎月、業績連動型報酬は原則毎年6月に支給し、譲渡制限付株式報酬は1事業年度に一度譲渡制限付株式の割当日において付与しております。
- ⑦取締役の報酬及び各人の額については、取締役会の決定により、代表取締役頭取 川合昌一へ再一任しております。当該再一任した理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の職務遂行状況の評価を行うには代表取締役頭取が最も適しているからであります。また、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を得ております。

監査等委員である取締役の報酬等の額及び各人の額については、株主総会において承認された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、中立性及び独立性を高めるため、月次で支給する「確定金額報酬」（固定報酬）のみとしております。

以 上

第124期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

イ. 主要な事業内容

当行は、新潟県内を主要な営業基盤とし、本店のほか支店等において、預金業務及び貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険の販売業務及び各種コンサルティング業務などを行っております。

ロ. 金融経済環境

2025年度におけるわが国の経済を顧みますと、年度前半においては、米国の通商政策等の影響により企業収益の改善に足踏みがみられましたが、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられました。年度後半においては、引き続き米国の通商政策の影響がみられたものの、個人消費や設備投資は持ち直しの動きが続き、企業収益に改善の動きがみられるなど、景気全体としては緩やかな回復が続きしました。

当行グループの主たる営業基盤である新潟県の経済につきましては、個人消費は一部で弱い動きを伴いつつも回復が続いたほか、企業収益に改善の動きがみられ、設備投資も持ち直すなど、全体としては緩やかな持ち直しが続きしました。

市場動向につきましては、前年度末に35千円台であった日経平均株価は、企業業績の拡大や現政権による成長戦略への期待などを背景に総じて上昇傾向が続き、今年度末は51千円台となりました。前年度末に1.485%であった新発10年物国債利回りは、昨年12月の日本銀行による利上げや現政権の積極財政政策に対する財政悪化懸念などにより上昇したのち、追加利上げ観測の高まりなどによりさらに上昇し、今年度末は2.345%となりました。

ハ. 事業の経過及び成果

こうした金融経済環境のなか、当行は、2024年度より開始した3ヵ年の第13次中期経営計画「Value Up～ワクワクする未来へ～」に基づき、徹底的に地域に密着する姿勢を貫くことを基本に、地域社会を取り巻く様々な課題の解決に向けた活動に取り組んでまいりました。

当期の主な取組みは以下のとおりであります。

持続可能な社会の実現に向けた取組みとしましては、昨年1月から5月にかけて「たいこうサステナビリティ定期預金」をお取り扱いし、災害復興支援や環境保全、子育て支援にお役立ただくため、お預け入れいただいた定期預金総額の0.02%相当額となる153万円について

て、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県に寄付を行いました。また、観光など5つの関連事業への投資を通じ、新潟県の持続可能な経済成長と地域の面的活性化を支援していくため、昨年7月、「にいがたサステナブル地域創生投資事業有限責任組合」への出資契約を締結しました。昨年10月には、地域企業のサステナビリティ経営を後押しすることを目的に、製造業を始めとする業界知見を有する企業と業務提携を結び、中堅・中小企業の脱炭素化を一気通貫でサポートする体制を構築しました。このほか、環境に配慮した店舗づくりとして、店舗新築の際はZEB仕様を基本とする方針のもと、昨年度中に新築しました新津支店・新津西支店や大宮支店は、ZEB Readyの認証を取得しております。

お客さまの利便性やサービスの向上に向けた取組みとしましては、投資信託や生命保険にかかる各種お手続きについて、お客さまの負担軽減と当行の業務改善を目的に、本年1月より、タブレット端末を活用したペーパーレス化・印鑑レス化の取組みを開始しました。また、非対面サービスの利便性向上のため、本年3月より、預金等の残高確認や住所変更のお届け、各種サービスのお申込みなどを一つのアプリで行うことができる「大光銀行アプリ～My らっこ～」のサービス提供を開始しました。このほか、お客さまへのサービス向上を目的にATM利用手数料を改定し、当行のキャッシュカードをお持ちのお客さまは、本年4月より、当行の全てのATM・全ての利用時間帯でお引出し手数料を無料とする見直しを行っております。

事業を営むお客さまに対しましては、近年、中小企業における人材確保・定着が重要な経営課題となるなか、昨年4月に人材マッチング支援を行う企業と業務提携を結び、地域企業への正社員・副業人材の採用支援サービスにかかる提携先を拡充したほか、「第3の賃上げ」として導入ニーズが高まっている福利厚生サービスについて、専門企業と業務提携を結び、昨年5月より地域密着型福利厚生サービス「なじらね福利厚生」の取扱いを開始しました。また、昨年10月には、補助金DXツールを運営する企業との業務提携により外部ネットワークを拡充し、補助金の活用支援を通じた事業者の設備投資や事業拡大の取組みにかかるサポート体制を強化しました。このほか、米国の関税措置や中東情勢の緊迫化による影響に鑑み、融資業務を営む全店舗に地域の事業者の資金繰り等に関するご相談窓口を機動的に設置するなど、事業者支援に万全の体制を構築し対応しております。

個人のお客さまに対しましては、高齢化の進展に伴い多様化・複雑化する相続ニーズに円滑にお応えするため、多様な専門家を擁する企業と提携し、昨年5月より、「相続対策支援サービス」、「相続手続き支援サービス」の取扱いを開始しました。また、お客さまに金利だけでなくワクワク感を提供する取組みとして、昨年11月から本年2月にかけて、お預入金額に応じてドリームジャンボ宝くじを進呈する「ワクワク！ジャンボ宝くじ付定期預金キャンペーン」を実施しました。

当期の業績は、以下のとおりであります。

譲渡性預金を含めた預金等残高は、法人預金や個人預金の増加により、前期比280億円増加の1兆4,973億円となりました。貸出金残高は、中小企業向け貸出や個人向け貸出が順調に増加し、前期比222億円増加の1兆1,934億円となりました。

経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加による資金運用収益の増加やその他経常収益の増加などにより、前期比68億78百万円増加の288億58百万円となりました。経常費用は、資金調達費用やその他業務費用が増加したことなどにより、前期比67億26百万円増加の249億3百万円となりました。この結果、経常利益は、前期比1億52百万円増加の39億54百万円となりました。当期純利益は、経常利益が増加したことなどにより、前期比2億88百万円増加の27億49百万円となりました。

二. 当行の対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く経営環境をみますと、国内では金利のある世界への回帰が進むなか、米国の通商政策や中東を始めとする地政学リスクなど、国内外の経済・金融市場や社会情勢を巡る不確実性の高まりに直面しております。

こうした状況のなか、私たち地域金融機関には、幅広い金融仲介機能を発揮しながら地域経済に貢献する「地域金融力」の担い手として、資金繰り支援等での下支えにとどまらず、人口減少等の構造的な環境の変化も踏まえ、地域社会全体が持続可能な姿に変革していくための後押しが求められております。

このような環境認識のもと、当行は、長期戦略方針に基づく1stステージとして、第13次中期経営計画「Value Up～ワクワクする未来へ～」を鋭意、推進しております。そして、2026年度は本計画の最終年度です。これまでの取り組みの集大成として、誰にも負けない高い熱量でお客さまに親身に寄り添う「大光らしさ」を存分に発揮するとともに、SBIグループとの資本業務提携を通じ、地域企業の生産性向上と地域のお客さまの資産形成をサポートすることにより、地域社会・経済の活性化を力強く支えてまいります。そのうえで、「健全性の維持と収益の最大化を図る」という方針のもと、本計画の最重要目標に掲げる「ROE4.0%以上」、「自己資本比率8%以上」（いずれも連結ベース）を達成することで、当行自身が着実に成長を続け、充実した形で次のステージへと繋げてまいります。

併せて、お客さまから信頼いただき、安心してご利用いただくため、コンプライアンスの徹底やリスク管理の高度化に引き続き取り組んでまいります。

当行は、こうした取り組みにより、地域に根差した金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご高配を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	第121期 (2022年度)	第122期 (2023年度)	第123期 (2024年度)	第124期 (2025年度)
預 金	1,411,377	1,399,918	1,430,428	1,467,961
定期性預金	654,962	606,188	626,990	662,584
その他	756,415	793,729	803,437	805,376
貸 出 金	1,133,627	1,148,432	1,171,183	1,193,451
個人向け	367,251	376,856	385,247	393,227
中小企業向け	499,359	508,677	523,517	534,590
その他	267,016	262,899	262,417	265,634
有 価 証 券	320,353	352,851	342,696	325,582
国 債	46,720	58,451	72,644	95,999
その他	273,633	294,399	270,051	229,583
総 資 産	1,603,810	1,622,888	1,675,749	1,697,396
内 国 為 替 取 扱 高	3,927,072	4,113,734	4,389,231	4,531,725
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 99	百万ドル 90	百万ドル 93	百万ドル 97
経 常 利 益	2,158	3,213	3,802	3,954
当 期 純 利 益	1,262	1,689	2,461	2,749
1株当たり当期純利益	133円52銭	177円68銭	258円32銭	288円50銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 預金には、譲渡性預金（2022年度40,128百万円、2023年度37,912百万円、2024年度38,924百万円、2025年度29,416百万円）が含まれておりません。

(参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	第121期 (2022年度)	第122期 (2023年度)	第123期 (2024年度)	第124期 (2025年度)
経 常 収 益	21,844	21,968	22,436	29,344
経 常 利 益	2,238	3,285	3,891	4,067
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,280	1,716	2,495	2,799
包 括 利 益	△ 3,409	5,006	△ 2,161	6,459
純 資 産 額	73,601	78,165	75,522	81,364
総 資 産	1,605,289	1,625,132	1,678,812	1,700,846

- (注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	892 人
平 均 年 齢	41年 6月
平 均 勤 続 年 数	17年 4月
平 均 給 与 月 額	422千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く3月中の平均であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末
新 潟 県	63店 うち出張所 (-)
群 馬 県	1 (-)
埼 玉 県	5 (-)
東 京 都	1 (-)
神 奈 川 県	1 (-)
合 計	71 (-)

- (注) 1. 新潟県内63店舗には、店舗内店舗（ランチ・イン・ランチ）7店舗及びインターネット支店1店舗を含んでおります。
2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を26か所に設置しております。
なお、店舗外現金自動設備は、設置場所数（出張所数）をカウントしております。

ロ. 当年度新設営業所
該当事項はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,549
---------------	-------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗新築	1,041
ソフトウェア投資	207

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

(年度末現在)

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
たいこうカード 株 式 会 社	新潟県長岡市城内町 二丁目2番地4	クレジットカード業 務、金銭の貸付業務、 信用保証業務等	百万円 35	% 47.19	—
大光キャピタル& コンサルティング 株 式 会 社	新潟県長岡市東坂之 上町一丁目2番地3	ファンドの運営・管理 業務、M&Aの仲介・ 支援業務、経営コンサル ティング業務	百万円 20	% 100.00	—
大 光 リ ー ス 株 式 会 社	新潟県長岡市城内町 二丁目2番地4	総 合 リ ー ス 業 務	百万円 270	% 5.00	—

(注) 資本金は単位未満を、当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。

＜重要な業務提携の概況＞

1. 第二地銀協地銀35行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀35行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連540（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀35行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行との提携により、株式会社セブン銀行の現金自動設備の利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・振込みのサービスを行っております。
7. 株式会社ローソン銀行との提携により、株式会社ローソン銀行の現金自動設備の利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
8. 株式会社イーネットとの提携により、株式会社イーネットの現金自動設備の利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
9. 新潟県内に本店（本所）を置く地方銀行1行、信用金庫9金庫、信用組合8組合、系統農協9、労働金庫1金庫との提携により、口座振替による資金決済サービス（N Bセンター代金回収サービス）を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
石 田 幸 雄	取締役会長（代表取締役）		
川 合 昌 一	取締役頭取（代表取締役） 監査部担当		
鈴 木 裕 之	専務取締役 営業本部長 人事部、営業戦略部、 地域産業支援部、リテール営業部担当		
金 井 哲 男	常務取締役 コスト削減・業務改革特命チーム部長 コスト削減・業務改革特命チーム、 ＩＴ・オペレーション統括部担当		
相 場 実	常務取締役 総合企画部、リスク統括部担当		
高 橋 義 彦	取締役 長岡地区本部長 本店営業部長、神田支店長、千手支店長		
関 口 寛	取締役 市場金融部長 審査部、市場金融部、総務部担当		
山 口 知 康	取締役（監査等委員）		
細 貝 巖	取締役（監査等委員） （社外取締役）	弁護士 （細貝法律事務所所長）	
坂 井 啓 二	取締役（監査等委員） （社外取締役）	公認会計士、税理士 （坂井会計事務所所長）	財務・会計に関する知見 を有しております。
高 橋 正 秀	取締役（監査等委員） （社外取締役）		
本 間 由 美 子	取締役（監査等委員） （社外取締役）		

- (注) 1. 取締役のうち、細貝巖氏、坂井啓二氏、高橋正秀氏及び本間由美子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役細貝巖氏、坂井啓二氏、高橋正秀氏及び本間由美子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員）山口知康氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(参考) 当行は執行役員制度を採用しております。執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当
関 潤	執行役員 新潟地区本部長、新潟支店長、学校町支店長
丸 山 宗 一	執行役員 人事部長
酒 井 達 也	執行役員 営業戦略部長、えちご大花火支店長
長 谷 川 幸 夫	執行役員 地域産業支援部長
長 澤 宏	執行役員 リスク統括部部长

(2) 会社役員に対する報酬等

[役員報酬等の内容の決定に関する方針等]

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、取締役という。）の報酬等は、株主総会において承認された総額の範囲内で、透明性、公正性及び合理性の確保を目的に、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を経て取締役会決議により決定しております。

取締役報酬等の決定方針は、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を経て、取締役会において決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しております。

取締役報酬等の決定方針に関する内容の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役の報酬は、(a)役割や責務に応じて月次で支給する「確定金額報酬」（固定報酬）、(b)単年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」及び(c)中長期的な企業価値向上への貢献意欲や株主重視の経営意識をより一層高めるための「株式報酬型ストックオプション」（変動報酬）をもって構成しております。
- ② 取締役の確定金額報酬の額及び各人の額については、役位別の役割や責務を勘案し決定しております。
- ③ 業績連動型報酬の報酬率（年額）については、直前事業年度における当行単体の当期純利益を基準とし、各人の額は当行の経営環境や単年度の業績、役位等を勘案し決定しております。
- ④ 株式報酬型ストックオプションについては、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額（ブラック・ショールズモデルにより算定）に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額としております。各人の額については、役位別に設定した標準額を基準として算定しております。

⑤ 取締役の報酬の構成割合は、役割や責務に応じた堅実な職務遂行を促す固定報酬と中長期的な業績や潜在的リスクを反映させるための変動報酬が、適切な水準となるよう設定しております。

⑥ 取締役の報酬及び各人の額については、取締役会の決定により、代表取締役頭取 川合昌一へ再一任しております。当該再一任した理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の職務遂行状況の評価を行うには代表取締役頭取が最も適しているからであります。また、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を得ております。

監査等委員である取締役の報酬等の額及び各人の額については、株主総会において承認された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、中立性及び独立性を高めるため、月次で支給する「確定金額報酬」（固定報酬）のみとしております。

〔当事業年度に係る報酬等の総額等〕

（単位：百万円）

区 分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			確定金額報酬 （固定報酬）	業績連動型報酬	株式報酬型ストックオプション
取 締 役 （監査等委員を除く。）	7人	184	114	19	51
取 締 役 （監 査 等 委 員）	6人	27	27	—	—
計	13人	212	142	19	51

- (注) 1. 支給人数には、2025年6月24日開催の第123回定時株主総会において任期満了により退任しました取締役（監査等委員）1名が含まれております。
2. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与18百万円は含まれておりません。
4. 取締役の報酬等には、当事業年度に係る業績連動型報酬19百万円並びに株式報酬型ストックオプション51百万円が含まれております。
5. 2017年6月22日開催の第115回定時株主総会において決定した報酬限度額は、次のとおりであります。また、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は5名であります。
- (1) 確定金額報酬については、2017年6月22日開催の第115回定時株主総会における決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、月額13百万円以内（使用人分給与とは含まれない）、監査等委員である取締役の報酬限度額は、月額4百万円以内と決議いただいております。

- (2) 業績連動型報酬については、2017年6月22日開催の第115回定時株主総会における決議に基づき、当行単体の当期純利益を基準として、次の報酬枠としております。
 なお、当期純利益は成長に向けた投資や株主還元の出発点となる分かり易い指標であり、業績連動型報酬に係る指標として採用しております。

単体当期純利益水準	報酬枠
5億円以下	0円
5億円超～10億円以下	16百万円
10億円超～15億円以下	22百万円
15億円超～20億円以下	28百万円
20億円超～25億円以下	34百万円
25億円超	40百万円

- (3) 株式報酬型ストックオプションについては、2017年6月22日開催の第115回定時株主総会における決議に基づき、年額60百万円以内としております。
 なお、当行役員の非金銭報酬等は、新株予約権を採用しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
細 貝 巖	社外役員が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
坂 井 啓 二	
高 橋 正 秀	
本 間 由美子	

(4) 補償契約

- イ. 在任中の会社役員との間の補償契約
 該当事項はありません。
- ロ. 補償契約の履行等に関する事項
 該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行並びに当行の子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員、会社法上の重要な使用人、社外派遣役員、及び退任役員	当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。 ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、填補限度額及び一定の免責金額等を設けるほか、被保険者による犯罪行為等に起因する損害賠償請求等は、填補の対象としないこととしております。 なお、当該保険契約の保険料は株主代表訴訟特約部分については被保険者が負担しておりますが、それ以外については当行が負担しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
細貝 巖	弁護士（細貝法律事務所所長） 当行との間に開示すべき関係はありません。
坂井 啓二	公認会計士、税理士（坂井会計事務所所長） 当行との間に開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会及び監査等委員会への出席状況	取締役会及び監査等委員会における発言その他の活動状況
細貝 巖	11年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回及び監査等委員会13回全てに出席	主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。 豊富な経験と専門知識、高い法令遵守の精神に基づき、適切な助言・提言等を行っております。
坂井 啓二	6年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回及び監査等委員会13回のうち12回に出席	主に公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。 財務・会計・税務に精通しており、豊富な経験と専門知識に基づき、適切な助言・提言等を行っております。
高橋 正秀	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回及び監査等委員会13回全てに出席	主に一般顧客の観点から発言を行っております。 公共性・倫理性の高い報道機関出身者であり、また、会社経営者としての幅広い見識に基づき、適切な助言・提言等を行っております。
本間 由美子	9ヶ月	2025年6月24日就任以降、当事業年度開催の取締役会10回及び監査等委員会10回全てに出席	主に一般顧客の観点から発言を行っております。 長年にわたり新潟県の行政に携わり、幅広い知識と豊富な経験に基づき、適切な助言・提言等を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	確定金額報酬	業績連動型報酬	株式報酬型ストックオプション	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	13	13	—	—	該当ありません

(注) 1. 支給人数には、2025年6月24日開催の第123回定時株主総会において任期満了により退任しました取締役（監査等委員）1名が含まれております。
2. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	20,000千株
	発行済株式の総数	9,671千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	6,201名
(3) 大株主	

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	千株 342	% 3.59
大光従業員持株会	310	3.25
SBI地銀ホールディングス株式会社	268	2.81
株式会社第四北越銀行	224	2.35
鈴木 高幸	163	1.71
株式会社東和銀行	148	1.55
株式会社大東銀行	142	1.49
セコム上信越株式会社	126	1.32
株式会社トマト銀行	118	1.24
株式会社八十二長野銀行	113	1.19

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式を除いて計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当行は、自己株式を141千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(4) 役員保有株式
該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 神代 勲 指定有限責任社員 石黒宏和	50	監査等委員会は、会計監査人の監査計画の概要、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行の会計監査人に対して、当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は50百万円であります。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

当行と責任限定契約は締結しておりません。

(3) 補償契約

イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会社都合の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行は当該方針は定めておりません。

7. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

8. その他

該当事項はありません。

第124期末 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 預 け 金		143,404	預 金		1,467,961
現 金		9,450	当 座 預 金		54,198
預 け 金		133,953	普 通 預 金		736,997
金 銭 の 信 託		2,956	貯 蓄 預 金		8,646
有 価 証 券		325,582	通 知 預 金		2,717
国 債		95,999	定 期 預 金		650,261
地 方 債		40,587	そ の 他 の 預 金		12,236
社 債		72,499	譲 渡 性 預 金		2,904
株 式		14,668	借 入 金		29,416
そ の 他 の 証 券		101,828	借 入 金		25,536
貸 出 金		1,193,451	外 国 為 替 金		78,900
割 引 手 形 付		1,806	外 国 為 替 金		78,900
手 形 貸 付		42,691	そ の 他 負 債		40
証 書 貸 付		999,932	未 払 法 人 費 税		40
当 座 貸 越		149,020	未 払 人 費 税		0
外 国 為 替		2,078	未 前 受 収 益		9,963
外 国 他 店 預 け		390	従 給 員 預 り 備 金		354
取 立 外 国 為 替		1,688	金 融 一 生 商 品		1,579
そ の 他 資 産		9,485	リ 資 産 除 去 の 債 務		904
前 払 費 用		89	賞 与 引 当 金		25
未 収 収 益		1,570	員 賞 与 引 当 金		8
金 融 派 生 商 品		0	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金		4
そ の 他 の 資 産		7,825	偶 発 損 失 引 当 金		469
有 形 固 定 資 産		14,495	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債		132
建 物		4,965	支 払 承 諾		6,485
土 地		8,480	負 債 の 部 合 計		440
リ ー ス 資 産		759	(純 資 産 の 部)		19
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		290	資 本 剰 余 金		270
無 形 固 定 資 産		761	資 本 準 備 金		178
ソ フ ト ウ ェ ア		665	利 益 剰 余 金		1,364
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定		53	利 益 準 備 金		4,559
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		42	そ の 他 利 益 剰 余 金		1,618,652
前 払 年 金 費 用		3,664	自 己 株 式		10,000
繰 延 税 金 資 産		2,868	株 主 資 本 合 計		8,208
支 払 承 諾 見 返		4,559	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		8,208
貸 倒 引 当 金		△5,912	土 地 再 評 価 差 額 金		60,697
資 産 の 部 合 計		1,697,396	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		1,791
			新 株 予 約 権		58,906
			純 資 産 の 部 合 計		5
			負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		21,000
					37,900
					△294
					78,611
					△2,605
					2,513
					△92
					224
					78,743
					1,697,396

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第124期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経 資	常 運 収 収 益	20,747	28,858
貸 金	出 金	15,321	
有 価	証 券	4,499	
預 け	他 取	817	
そ 役	の 務	108	
受 入	の 入	3,465	
そ 外	の 国	574	
金 債	融 債	2,891	
所 償	の 却	28	
株 金	式 金	16	
金 所	の 金	8	
		2	
		4,617	
		193	
		4,209	
		61	
		152	
経 資	常 調 達 費	3,476	24,903
預 金	金 性	3,087	
讓 渡	一 ル	88	
口 債	貸 借	76	
借 券	の 取	161	
そ 役	の 務	62	
支 払	の 引	0	
そ 商	の 品	1,931	
国 債	債 債	66	
国 債	債 債	1,865	
営 所	の 倒	2,948	
		1	
		1,832	
		1,053	
		60	
		12,753	
		3,793	
		92	
		565	
		2,954	
		15	
		166	
経 特	常 別 資 産	3,954	8
特 固	固 定 別 資 産	8	147
		76	
		71	
税 法	引 税 人 人	1,095	3,815
法 法	人 税 人 人	△28	
当 期	期 税 人 人		1,066
			2,749

第124期末 (2026年 3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	143,404	預 金	1,467,898
金 銭 の 信 託	2,956	譲 渡 性 預 金	29,416
有 価 証 券	325,879	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	25,536
貸 出 金	1,193,204	借 用 金	78,900
外 国 為 替	2,078	外 国 為 替	40
そ の 他 資 産	11,486	そ の 他 負 債	10,849
有 形 固 定 資 産	14,495	賞 与 引 当 金	446
建 物	4,965	役 員 賞 与 引 当 金	19
土 地	8,480	睡 眠 預 金 払 戻 金 引 当 金	270
リ ー ス 資 産	759	偶 発 損 失 引 当 金	178
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	291	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,364
無 形 固 定 資 産	766	支 払 承 諾	4,559
ソ フ ト ウ ェ ア	669	負 債 の 部 合 計	1,619,481
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	53	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	44	資 本 金	10,000
退 職 給 付 に 係 る 資 産	5,813	資 本 剰 余 金	8,208
繰 延 税 金 資 産	2,225	利 益 剰 余 金	61,258
支 払 承 諾 見 返	4,559	自 己 株 式	△294
貸 倒 引 当 金	△6,025	株 主 資 本 合 計	79,172
資 産 の 部 合 計	1,700,846	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2,605
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,513
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,496
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	1,403
		新 株 予 約 権	224
		非 支 配 株 主 持 分	563
		純 資 産 の 部 合 計	81,364
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,700,846

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

第124期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		29,344
資金運用収益	20,740	
貸出金利	15,334	
有価証券利息配当金	4,479	
預け金利息	817	
その他の受入利息	108	
役務取引等収益	3,846	
その他の業務収益	126	
その他の経常収益	4,631	
償却債権取立益	193	
その他の経常収益	4,437	
経常費用		25,277
資金調達費用	3,476	
預金利息	3,086	
譲渡性預金利息	88	
コールマネー利息及び売渡手形利息	76	
債券貸借取引支払利息	161	
借入金利息	62	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	2,112	
その他の業務費用	2,948	
営業費用	12,915	
その他の経常費用	3,825	
貸倒引当金繰入額	111	
その他の経常費用	3,713	
経常利益		4,067
特別利益		8
固定資産処分益	8	
特別損失		147
固定資産処分損失	76	
減損	71	
税金等調整前当期純利益		3,928
法人税、住民税及び事業税	1,131	
法人税等調整額	△25	
法人税等合計		1,105
当期純利益		2,822
非支配株主に帰属する当期純利益		22
親会社株主に帰属する当期純利益		2,799

独立監査人の監査報告書

株式会社 大光銀行
取締役会 御中

2026年5月13日

有限責任監査法人 トーマツ 新潟事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神	代	勲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	黒	宏 和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大光銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 大光銀行
取締役会 御中

2026年5月13日

有限責任監査法人 トーマツ 新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 代 勲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 黒 宏 和

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大光銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第124期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社・関連会社については、子会社・関連会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社・関連会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

株式会社 大光銀行 監査等委員会

監 査 等 委 員 山 口 知 康 ㊞

監 査 等 委 員 細 貝 巖 ㊞

監 査 等 委 員 坂 井 啓 二 ㊞

監 査 等 委 員 高 橋 正 秀 ㊞

監 査 等 委 員 本 間 由 美 子 ㊞

(注) 監査等委員細貝 巖、坂井啓二、高橋正秀、本間由美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

以 上

メ モ 欄

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ モ 欄

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図



場 所

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
電話 (0258) 36-4111

当行本店 3階大会議室

交 通

JR長岡駅 **大手口** より 徒歩約3分

お願い

・公共交通機関をご利用いただき、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。